

令和4年度大阪広域水道企業団インターンシップ事務手続要領（生徒等用）

この要領は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）のインターンシップ生として実習を希望する生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の必要な事務手続き等について記載したものです。この要領及び「大阪広域水道企業団インターンシップ（高等学校等）の実施に関する要綱」をご理解の上、在籍する高等学校及び高等専門学校（以下「学校」という。）のインターンシップ担当窓口を通じて応募してください。

1 実習を希望する生徒等自身が作成（提出）する書類

インターンシップ生実習希望調書（顔写真を貼付のこと）

- ◆在籍する学校のインターンシップ担当窓口へ提出してください。生徒等個人から企業団への直接の応募は、受け付けていません。
- ◆企業団へ提出した「インターンシップ生実習希望調書」は、返却しませんのであらかじめご了承ください。なお、「インターンシップ生実習希望調書」に記載した情報は、企業団インターンシップ制度の円滑な実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、「大阪広域水道企業団個人情報保護条例」に基づき適正に管理します。

2 インターンシップ生実習希望調書の作成上の留意事項

●実習を希望する受入所属・期間について

「第1希望～第3希望」欄

「受入所属一覧」に記載する所属番号・所属名を、第3希望まで記入することができます。ただし、受入条件等がありますので、ご注意ください。

また、実習期間に複数の実習日程（A～C）が表示されている場合は、その日程内（表示されているA～Cのいずれか）であれば希望に応じることが可能です。希望がある場合は、希望する日程（A～C）を記入してください。記入のない場合は、企業団インターンシップ担当課で決定します（受入決定後の実習期間の変更はできませんので、希望がある場合は必ず記入してください）。実習先に村野浄水場を希望する場合には、B、Cの希望順位がわかるように記入してください。

—インターンシップ生としての実習時間—
平日の午前9時00分から午後5時30分まで

- ◆A～Cの各日程とも、実習初日の午前中に事前ガイダンスを実施します（実施場所等詳細は、受入決定後に通知します）。事前ガイダンスへの参加がインターンシップ生としての実習を行うための必須条件です。

3 実習生の決定及び保険の加入について

- ◆インターンシップ生としての受入可否については、在籍する学校の代表者に通知します（7月上旬頃予定。生徒等や関係者等からのお問い合わせにはお答えできません。）。
- ◆インターンシップ生として受入決定した生徒等には、誓約書並びに傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを証明する書面（加入者証等）の写しを在籍する学校を通じて提出していただきます（7月中旬頃予定）。

4 インターンシップの中止基準について

◆インターンシップ生受入に関しては、新型コロナウイルス感染症の今後の拡大状況等を鑑みまして、延期・中止等の判断をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、次のいずれかに該当する期間は、インターンシップの受入れを中止し、代替措置としてオンライン1日職業体験を実施します。

- ①大阪府内いずれかの市町村に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（以下「法」という。第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が適用されている期間
- ②大阪府内いずれかの市町村に、法第31条の4第3項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が適用されている期間
- ③新型コロナウイルス感染症大阪モデルの「非常事態（警戒信号：赤）」ステージが適用されている期間（①、②の場合を除く。）

5 その他

◆受入決定までの間に、企業団から生徒等に連絡事項がある場合は、原則として、学校の担当者を通じて連絡します。

◆インターンシップ生の実習プログラムについては、各実習期間中の全日程の受講を前提に作成しますので、出席できない日があると実習に支障をきたす場合があります。実習に従事できない日が発生した場合等は、直ちに学校の実習担当窓口へ報告してください。